

成育医療等の提供に関する施策の実施状況 一覧表

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料 3 該当
Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項				
1	1 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療			
	(1) 周産期医療等の体制			
	・周産期医療の提供体制を整備・推進する上で重要な役割を果たす者で構成する周産期医療に関する協議会において、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター並びに救急医療等との連携その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項の協議を行う。また、周産期搬送や精神疾患を含む合併症を有する母体や新生児の受け入れ等については、同協議会はメディカルコントロール協議会等の関係者との連携を図る。	厚生労働省	○周産期医療の体制整備に係る指針において、周産期医療に関する協議会の設置について記載 ○周産期医療対策事業により、都道府県における周産期医療に関する協議会の開催などに必要な経費を支援 (周産期医療に関する協議会設置都道府県数：47都道府県（令和元年度）、年度内に協議会の開催実績のある都道府県数：39都道府県（令和元年度）)	－
	・リスクの高い妊産婦や新生児等に高度な医療が適切に提供されるよう、地域における周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センター等の整備（新生児集中治療室（NICU）、母体・胎児集中治療室（MFICU）の整備）を通じ、地域の周産期医療体制を確保する。	厚生労働省	○周産期医療の体制構築に係る指針において、周産期母子医療センターの整備を通じた地域の周産期医療体制の確保について記載 ○周産期母子医療センター運営事業により、周産期母子医療センターのNICU、MFICUなどの運営に必要な経費を支援 ○周産期医療施設設備整備事業により、周産期医療施設設備に係る費用を支援 ○周産期医療施設施設整備事業により、NICU、MFICUなどの整備に対して補助	○
	・分娩を取り扱う医療機関について、母子への感染防止及び母子の心身の安定・安全の確保を図る観点から、産科区域の特定などの対応を講ずることが望ましい中、医療機関の実情を踏まえた適切な体制の整備を推進する。	厚生労働省	○母子への感染防止及び母子の心身の安定・安全の確保を図る観点から、産科区域の特定などの対応を講ずるため、令和3年度に周産期母子医療センターにおける産科混合病棟、産科区域の特定の実情についての調査を実施	－
	・産科及び産婦人科以外の医師に対する妊産婦の診療に係る研修体制や産科及び産婦人科の医師による相談体制の構築等を通じ、産科及び産婦人科とそれ以外の診療科との連携体制の構築を図る。	厚生労働省	○周産期医療の体制構築に係る指針内で、産婦人科以外の診療科の医師に対する研修の実施および妊婦の診療に係る相談窓口を設置について記載 ○妊婦の診療に係る医療提供体制整備事業において、産婦人科以外の診療科の医師に対する研修および妊婦の診療に係る相談窓口の設置に係る経費について支援	○
5	・精神疾患を合併した妊産婦への対応ができるよう、多職種が連携して対応できる体制の整備を図る。	厚生労働省	○周産期医療の体制構築に係る指針において、総合周産期母子医療センターに求められる事項として精神疾患を有する妊産婦について対応可能な体制を整えることを記載 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進に向けて予算措置（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業＜補助金＞（令和3年度予算額：584,453千円、実施主体：都道府県・指定都市・保健所設置市・特別区、令和3年度事業実施予定数：109自治体、補助率：1／2）） ○令和3年3月に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書を取りまとめ、同システムを構築する基本的な考え方や構成する要素等について、今後の方向性や取組を整理	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
11		(2) 小児医療等の体制		
		厚生労働省	○小児医療の体制構築に係る指針では、すべての小児救急医療圏で常時診療できる体制を確保するとともに、一般の小児医療も視野に入れながら、医療体制を構築していくことや、子どもの健康を守るために家族を支援する体制の一環として、急病時の対応等について健康相談・支援を実施可能な体制について記載 ○＃８０００情報収集分析事業により、＃８０００事業における相談内容などの情報収集や相談対応者の質の向上および均てん化、広報の実施 ○＃８０００対応者研修事業により、＃８０００事業に従事する医師、看護師等の質の向上や対応の均一化を図るための研修を実施 ○＃８０００全国相談件数（年間）：773,783件（令和２年度）	○
		厚生労働省	○令和２年３月２日の「医療計画の見直し等に関する検討会」による「第７次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」（別紙１）等を踏まえ、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年３月31日付け医政地発0331第３号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の一部を改正（「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について（令和２年４月13日付け医政地発0413第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）） <計画> ○小児医療の体制構築に係る指針では、医療体制の構築に必要な事項として、NICUを退院した医療的ケア児等が療養・療育できるよう、在宅療養後方支援病院の設置やレスパイトの受入れ体制の確保を促進するなど、小児在宅医療体制の整備が求められているほか、同じく周産期医療の体制構築に係る指針において、周産期医療体制の充実するよう記載 ○日中一時支援事業により、レスパイトの受け入れ体制を支援 ○小児慢性特定疾病自立支援事業の任意事業において、自治体が行うレスパイトを目的とした児童等の一時預かり等に対する財政支援や、任意事業の立上げ支援を実施 ○令和３年７月、関係審議会において、 ・任意事業の現状や課題について分析するとともに、単なる好事例の周知に留まらない具体的な立上げ支援など、さらに一歩踏み込んだ国の取組が必要である。 等を盛り込んだ「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」が取りまとめられた。	○
		厚生労働省	○医療機関の看護職員等の医療従事者の勤務環境については、医療法に基づき、平成26年10月から各医療機関に勤務環境改善に取り組むことが努力義務化されており、以下のとおり支援を実施 ・医療勤務環境改善支援センターにおける、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関に対する支援 ・地域医療介護総合確保基金による、短時間正規雇用など多様な勤務形態を導入するための経費や、仮眠室・休憩スペースなど夜勤負担の軽減につながる施設整備等に対する支援	○
		厚生労働省	○令和３年度予算事業として「成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業」を実施（事業実施団体：10 地域の薬剤師会）	○
15		厚生労働省	○子育て世代包括支援センターにおいて、保健師等を配置し、妊産婦等からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを実施 （子育て世代包括支援センター設置自治体数：1,603市区町村（令和３年４月１日時点））	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
21		(3) その他成育過程にある者に対する専門的医療等		
		文部科学省	○学校保健を推進するための効果的なマネジメントなど、保健主事が学校保健に関する活動の調整に当たる教員として実務を行う際に参考となる指導参考資料を作成し、学校、家庭、医療機関を含む地域社会との連携を促進することで、学校保健に関する組織活動を推進 ○「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について」（令和2年3月16日付け元文科初第1708号文部科学省初等中等教育局長通知）を発出し、主治医から学校医等への診療情報提供に基づく医療的ケアの流れやその際の留意事項等を自治体に周知	—
22		厚生労働省	○「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号）」に基づき、関係部局と連携して対策を推進 ○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業において、自治体が行う小児慢性特定疾病児童自立支援員の配置に対する財政支援の実施 ○慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業において、自治体が行う慢性疾病児童等地域支援協議会の運営に対する財政支援を実施 ○令和3年7月、関係審議会において、 慢性疾病児童等地域支援協議会を法令上に位置付けるとともに、難病対策地域協議会との連携についても法令上明確にすることが適当である。 等を盛り込んだ「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」が取りまとめられた。 ○医療的ケア児保育支援事業において、保育所における医療的ケア児の受入れを検討するための検討会等を設置し、医師も含め、関係機関等との連携体制の構築を行う場合の支援を実施 ○保育所において、アレルギー疾患を有する子どもについて生活管理指導表を活用し医師の診断及び指示に基づく適切な対応が行われるよう、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を2019年に改訂し、リーフレット等の作成や保育士への研修等を通じて周知	○
23		厚生労働省	○小児慢性特定疾病自立支援事業の任意事業において、自治体が行う家族やその他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の実施に対する財政支援を実施	○
24		厚生労働省	○令和2年10月に策定された循環器病対策推進基本計画において、（2）保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実の⑩小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策の記載がある。同基本計画に基づき、各都道府県で循環器病対策推進計画が策定され、循環器病対策が行われる。	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
25	2 成育過程にある者等に対する保健			
	(1) 総論			
	・安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケア[9]の実施などの支援を求める者や、支援が必要と認められる成育過程にある者等に対して適切に支援を実施するなど、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築する。	厚生労働省	○厚生労働科学研究において、男性も含めたすべての国民向けに、女性の健康に関する情報発信や普及啓発を目的とするホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を開設し、女性の健康課題に関する解説やセルフチェック、ライフステージごとの健康に関する悩みへの対応方法について分かりやすく情報提供 ○思春期から更年期に至る女性を対象とした、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導等への補助 （女性健康支援センター事業実施自治体数：84（令和2年8月時点）、相談実績：70,309件（令和元年度）） ○学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等向けの研修等を実施 （健康教育事业実施自治体数：47（令和2年度）） ○厚生労働科学研究「生涯を通じた健康の実現に向けた「人生最初の1000日」のための、妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及と行動変容のための研究」（令和2～4年度）で妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及とそれに伴う効果的な行動変容の手法を明らかにするための研究を実施 ○令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「プレコンセプションケア体制整備に向けた相談・研修ガイドライン作成に向けた調査研究」において、具体的な相談支援等に向けた調査研究を実施	○
	・妊娠期から子どもがおとなになるまでの一連の成長の過程の様々なニーズに対してワンストップで総合的な相談支援を行うことができるよう、地域の実情に応じて対象年齢等を柔軟に運用するなど子育て世代包括支援センター等の機能の整備を図るとともに、地域の関係医療機関（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の診療科及び助産所）等と連携しつつ、地域における相談支援体制の整備を推進する。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地域の状況に応じて、対面での相談支援の代わりに、電話やオンラインを活用した相談支援の実施を推進する。	厚生労働省	○子育て世代包括支援センターについて、令和3年度から、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、困難事例への対応等の支援を行う専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、心理職等）を配置するための単価を拡充 ○新型コロナウイルス感染症に対応し、令和3年1月7日付け事務連絡において、地域の状況に応じて電話やメールによる対応を検討するなどの配慮を依頼、周知 （子育て世代包括支援センター設置自治体：1,603市区町村（令和3年4月1日時点））	○
	・民間アプリ会社等と連携した子育て手続のデジタル化を推進し、子育て世帯の負担軽減や地方公共団体の業務効率化を実現する「子育てノンストップサービス」について、令和2（2020）年3月に公表したロードマップに基づき、定期の予防接種等を対象に令和5（2023）年度からの全国展開に向けて取り組むとともに、保育や乳幼児健診などその他の手続についても検討を進め、妊娠期から就学前まで切れ目なく最適なタイミングでサポートする環境の実現を図る。	厚生労働省	○「乳幼児の定期予防接種手続」について、予診票をオンラインで取り扱うことを可能とすべく、今年6月の「成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）」において、「民間による電子的な予診票を利用可能とするため、2021年度中できるだけ早期に、本人（保護者）及び医師が従来求められていた署名に代えて、同意ボタンやチェックボックスにチェックを入れるなど簡易な確認方法により行うことができるという考え方を整理して公開する。」と記載されたことを受けて、現在、対応準備中	○
	・乳幼児期から成人期に至るまでの期間においてバイオサイコソーシャルの観点（身体的・精神的・社会的な観点）から切れ目なく包括的に支援するため、個々人の成長特性に応じた健診の頻度や評価項目に関する課題抽出やガイドライン作成等の方策を検討する。	厚生労働省	○サイコソーシャルの観点を項目も含む問診項目について自治体に周知（令和元年12月25日母子保健課長通知「乳幼児に対する健康診査について」） ○厚生労働科学研究班（令和3～5年度予定）および令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、バイオサイコソーシャルの観点を踏まえた支援に関する研究を実施 ○令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、諸外国の状況等について調査を実施	－

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料 3 該当
29	(1) 総論			
	・市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨とともに、妊婦健診の公費負担、出産育児一時金、産前産後休業期間中の出産手当金及び社会保険料免除等により、妊婦等の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る。特に働く妊婦等に対して就業を継続しつつ健康を管理するための支援を実施していく。	厚生労働省	○妊婦健康診査については、平成25年度より、推奨される14回分の費用を一般財源化（公費負担実施自治体数：1,741市区町村（平成30年4月時点）） ○出産育児一時金については平成30年度に約95万件を支給、出産手当金については平成30年度に約32万件を支給 ○産前産後休業期間（産前6週間（多児妊娠の場合14週間）から産後8週間）のうち、妊娠又は出産を理由として被保険者が労働に従事しなかった期間に係る健康保険・厚生年金保険の保険料を免除（平成26年4月より施行）しており、その旨日本年金機構ホームページ及びパンフレットにて周知 ○出産予定日（または出産日）の属する月の前月（多胎の場合は3月前）から出産予定月（または出産月）の翌々月までの期間に係る国民年金保険料を免除（平成31年4月より施行）しており、その旨日本年金機構ホームページ及びパンフレットにて周知	○
	・すべての成育過程にある者等が健やかに育つ社会の実現に向け、「健やか親子21（第2次）」を通じ、引き続き、母子保健に関する取組を推進する。	厚生労働省	○「健やか親子21（第2次）」において、推進本部によるリーフレット等の作成、健康寿命をのばそう！アワードの実施、全国大会の開催等を通して、普及啓発を実施	○
30				
31	・成育過程にある者等に対する保健を担う医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、保育士、公認心理師等の確保を図る。	厚生労働省	○保育士の確保については、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、資格の取得促進、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進といった総合的な対策を推進 ○公認心理師となるために必要な科目である「発達心理学」においては発達障害等非定型発達についての基礎的な知識及び考え方、「障害者・障害児心理学」においては障害者・障害児の心理社会的課題及び必要な支援、「福祉心理学」においては虐待についての基本的知識等を学ぶものとしており、成育医療等に係る必要な知識を身につけた公認心理師を養成（資格登録者数：42,678人（令和3年9月末現在）） ○管理栄養士免許 年間交付数 9,736件（令和2年12月末現在）	○
32	(2) 妊産婦等への保健施策			
	・妊娠期や産後期の母子の健康管理の観点から実施している妊婦健康診査及び産婦健康診査を推進することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備する。	厚生労働省	○妊婦健康診査については、平成25年度より、推奨される14回分の費用を一般財源化（公費負担実施自治体数：1,741市区町村（平成30年4月時点）） ○産婦健康診査については、平成29年度から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用を助成（産婦健康診査実施自治体数：867市区町村（令和2年度））	○
	・妊娠期から子育て期に至る期間において、子どもとその保護者等との関係性を重視し、その健全な成育過程の形成に資するよう、産婦人科、小児科等と連携し、妊産婦等に対するメンタルヘルスケアを推進する。	厚生労働省	○産婦健康診査事業により、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施し、産後ケア事業や女性健康支援センター事業等、必要な支援に繋げている。（産婦健康診査事業実施自治体数：867市町村（令和2年度）） ○産後ケア事業において、産婦の心身の不調や産後うつ等を防ぐため、母子への心身のケアや育児サポート等の実施（産婦ケア事業実施自治体数：1,158市町村（令和2年度）） ○女性健康支援センター事業において、メンタルヘルスケアが必要な者を含め、相談支援等を実施（女性健康支援センター事業実施自治体数：84自治体） ○子育て世代包括支援センターに係る開設準備事業を実施（子育て世代包括支援センター設置自治体数：1,603市区町村（令和3年4月1日時点））	○
33				

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
40		(2) 妊産婦等への保健施策		
		厚生労働省	○令和3年4月1日から母子保健法の一部を改正する法律が施行され、法定化により市町村の努力義務となった産後ケア事業の全国展開を図るため、予算を増額 (産後ケア事業の実施自治体数：1,158市町村(令和2年度))	○
		厚生労働省	○産前・産後サポート事業において、令和3年度より、多胎妊産婦サポーター等事業や、父親へのピアサポートや相談支援等を創設 (産前・産後サポート事業の実施自治体数：579市町村(令和2年度))	○
42		厚生労働省	○平成28年度から「妊婦・授乳婦を対象とした薬の適正使用推進事業」として、国立研究開発法人国立成育医療研究センターの「妊娠と薬情報センター」内に添付文書の改訂案を検討するためのワーキンググループを設置し、集積情報の整理・評価を行い、妊産婦・授乳婦への投与に関する情報の添付文書への反映を検討している。	○
43		(3) 乳幼児期における保健施策		
		厚生労働省	○児童福祉法に基づき、自治体が行う先天性代謝異常を含む小児慢性特定疾病に罹患している児童等に要する医療費の自己負担分の一部助成に対する財政支援を実施 ○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業において、自治体が行う患児の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等に対する財政支援を実施 ○平成13年度より新生児へのマススクリーニングの検査費用を地方交付税措置しているほか、事業の適正な実施を図るための通知を発出(平成30年3月30日課長通知) (令和元年度受検率：103.9%(低体重児等の再採血者が受検者数に含まれるため受検率は100%を超えることがある)) ○日本医療研究開発機構(AMED)成育疾患克服等総合研究事業「新生児マススクリーニング対象拡充のための疾患選定基準の確立(令和2～4年度)」において、新規対象疾患を選定するための基準となる評価法を策定するための研究を実施	○
44		厚生労働省	○乳幼児健康診査については、平成17年度に一般財源化 (法定健診受診率：1歳6か月児95.7%、3歳児94.6%(令和元年度)) ○厚生労働科学研究において、令和2年度に乳幼児健康診査身体診察マニュアルを改訂 ○厚生労働科学研究班において、バイオサイコソシアルの観点を含めた支援について研究(令和3～5年度)	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
50 51 52 53 54 55		(3) 乳幼児期における保健施策		
		内閣府	○平成27年度より栄養士が食事の献立やアレルギー等に関する継続的な指導を行う施設に対して「栄養管理加算」として栄養士の配置等に関する費用の支援を行い、令和2年度からは栄養士を配置している場合の加算額を拡充	○
		文部科学省	○幼児を含むアレルギー疾患のある児童生徒等の学校生活を安心・安全なものにするための環境作り等に関する指導参考資料を作成し、学校における疾患に応じた適切な対応を推進	—
		厚生労働省	○「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号）」に基づき、関係部局と連携して対策を推進 ○保育所において、アレルギー疾患を有する子どもについて生活管理指導表を活用し医師の診断及び指示に基づく適切な対応が行われるよう、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を2019年に改訂し、リーフレット等の作成や保育士への研修等を通じて周知	○
		厚生労働省	○令和3年度予算事業として「成育医療分野における薬物療法等に係る連携体制構築推進事業」を実施 ○事業実施団体：10地域の薬剤師会 ○平成29年度から「小児を対象とした医薬品の使用環境改善事業」として、公募（平成29年度から令和3年度は国立研究開発法人国立成育医療研究センター）により、小児に対する医薬品の適正使用の推進のための情報提供の方策を検討するための評価検討会を設置し、文献情報や海外の情報等も併せて参考にしながら具体的な検討・評価を行い、小児の医薬品使用に関する情報提供を推進している。	○
		厚生労働省	○発達障害に関する知識を有する専門員が、保育所等を巡回し、施設の職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う「巡回支援専門員整備」を地域生活支援事業により実施 （実施箇所：令和2年度 871市町村（地方単独事業として実施している場合も含む））	○
		厚生労働省	○予防接種の普及に資する取組として、「子ども予防接種週間」の周知を実施しているほか、市町村における予防接種を推進するため、必要な地方交付税措置 （風しんの予防接種実施率：1期95.4%、2期94.1%（令和元年度）	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料 3 該当
60		(4) 学童期及び思春期における保健施策		
		文部科学省	○児童生徒等の現代的健康課題である生活習慣に関し、我が国における現状及び適切な食事、運動、休養（睡眠を含む）などの生活習慣形成のために必要な取組を指導するための参考資料を作成し、学校における児童生徒等の健康教育を推進	－
61		厚生労働省	○生活習慣病予防、健康政策、身体活動・運動、栄養・食生活、休養・こころの健康、歯・口腔の健康、飲酒、喫煙、感覚器など、その他の10分野について、メタボリックシンドローム対策等に必要な最新情報をホームページ「e-ヘルスネット」にて提供 ○令和3年3月31日に、第4次食育推進基本計画が策定されたことに伴い、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進に向けて、『「第4次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について』の通知を各自治体や団体に発出し、取組を実施 ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国民の栄養・食生活の状況を把握するために令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）で調査研究を行った結果、緊急事態宣言下において、所得の違いによる栄養・食生活の変化が見られたことから、部局間連携による栄養・食生活支援を推進するよう都道府県等の担当部局へ各局から事務連絡を発出 ○「健やか親子21（第2次）」において、指標「児童・生徒における痩身傾向児の割合」「児童・生徒における肥満傾向児の割合」「十代の喫煙率」「十代の飲酒率」「朝食を欠食する子どもの割合」、参考指標「運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合」を設定しており、目標達成に向けて取組を推進	○
62		文部科学省	○学校における歯科保健において、う歯の予防とともに、咀嚼など口腔機能の未発達や口腔の疾病の増加に対する指導や対策等のための指導参考資料を作成	－
63		厚生労働省	○「8020運動・口腔保健推進事業」における「歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業」にて補助を行っている。 ○「健やか親子21（第2次）」において、指標「歯肉に炎症がある十代の割合」を設定しており、目標達成に向けて取組を推進	○
64		文部科学省	○子供の頃からの基本的な生活習慣づくりに資するよう、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰、保護者向け啓発資料の作成等を始めとする「早寝早起き朝ごはん」国民運動等による普及啓発を推進（これまでの表彰団体数：290団体（H24：50、H26：62、H28：63、H30：53、R2：62）） ○教職員向けの「食に関する指導の手引」を活用した学校を中核とした家庭、地域での食育の取組を推進	○
65		厚生労働省	○令和3年3月31日に、第4次食育推進基本計画が策定されたことに伴い、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進に向けて、『「第4次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について』の通知を各自治体や団体に発出し、取組を実施 ○「健やか親子21（第2次）」において、指標「朝食を欠食する子どもの割合」、参考指標「家族など誰かと食事をする子どもの割合」を指標として設定しており、目標達成に向けて取組を推進	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
73		(4) 学童期及び思春期における保健施策		
		内閣府	○若年層が利用しやすいよう、SNS相談Cure time(キュアタイム)を実施するとともに、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国共通短縮番号（#8891）の周知・広報を推進 ○「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を活用し、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化を図り、都道府県による性犯罪・性暴力被害者支援の取組を促進 ○令和3年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に、ポスター及びリーフレットを作成し、関係機関・団体に配布 ○11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、「性暴力をなくそう」をテーマに、相談先を周知するためのポスター、リーフレット、啓発カード等を作成し、関係団体等に配付 ○若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者、行政職員等を対象に、令和4年1月にオンライン研修を実施予定 ○令和3年度内に、大学生を含む若年層の性暴力被害の実態把握を実施 ○令和3年3月に人身取引対策のポスター及びリーフレットを作成し、関係機関・団体に配布	○
		警察庁	○インターネットの利用に起因する児童の犯罪被害防止を図るため、都道府県警察において非行防止教室、保護者説明会等における啓発活動を実施 （啓発活動：約2万回実施（令和2年中）） ○「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」等を通じて都道府県警察において商業施設や駅前等におけるキャンペーン等の広報啓発活動を実施 （広報啓発キャンペーン：2,496回実施（令和2年中））	－
		厚生労働省	○児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（平成30年12月 関係府省庁連絡会議決定）において、2022年度までに児童福祉司を5,260人、児童心理司を2,150人体制とすることとしていたところ、2022年度の水準を1年前倒しし、2021年度に必要な体制を確保できるよう取組を推進	○
74		・子ども等に対する性的な暴力の根絶に向けた対策について、子どもからの相談につながりやすく、子どもが精神面のケアを含んだ適切な保護や支援を受けられる体制整備等を推進する。また、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」に基づく取組を推進するとともに、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和4（2022）年度までを集中強化期間として、取組を強化する。		
75		文部科学省	○心の健康問題に対応する教職員の役割等、学校における児童生徒等の心のケア体制の整備と充実のための指導参考資料の作成等により、教職員による健康相談・保健指導のための体制を整備 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実 （対応学校数（小・中）SC：26,686校（令和2年度）、対応中学校区数SSW：7,520中学校区（令和2年度）） ○24時間子供SOSダイヤルの周知 ○SNS等を活用した相談体制の整備 （SNS等を活用した相談事業実施自治体：43自治体（令和3年度））	○
76		厚生労働省	○児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（平成30年12月 関係府省庁連絡会議決定）において、2022年度までに児童福祉司を5,260人、児童心理司を2,150人体制とすることとしていたところ、2022年度の水準を1年前倒しし、2021年度に必要な体制を確保できるよう取組を推進 ○児童思春期精神保健の網羅的な系統講義、グループディスカッション等の実践的研修や「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」についての全般的研修などの実施 （令和2年度研修受講者数：390名）	○
77		・学童期及び思春期における心の問題に対応するための専門家を養成するとともに、精神保健福祉センター、児童相談所などにおける専門家による相談体制や、児童生徒の心身の健康や教育に関する相談体制を整備する。		

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
78		(4) 学童期及び思春期における保健施策		
		厚生労働省	○様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施（心の診療ネットワーク事業実施自治体数：21自治体（令和2年度））	○
		文部科学省	○令和3年6月に取りまとめられた「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」を踏まえた自殺予防の取組について、教育委員会等に周知 ○平成30年に教育委員会等へ発出した、SOSの出し方に関する教育を行う際の留意点に関する通知や、各自治体で作成した教材例等について、生徒指導担当者向けの研修会等において周知 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実（対応学校数（小・中）SC：26,686校（令和2年度）、対応中学校区数SSW：7,520中学校区（令和2年度）） ○24時間子供SOSダイヤルの周知 ○SNS等を活用した相談体制の整備（SNS等を活用した相談事業実施自治体：43自治体（令和3年度））	○
		文部科学省	○青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業として、令和3年度は25百万円の予算を確保し、そのうちの1つとしてゲーム依存を含めた依存症予防教育を開催 ○学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した「教師用指導参考資料」「高校生向け啓発資料」の活用を周知 【学校における情報モラル教育の観点として】 ○スマートフォン・SNSの利用を通じたトラブル等、新たな課題に対応した動画教材など教員向け指導資料を作成 ○スマートフォン等をめぐるトラブルの防止のための児童生徒用向け啓発資料の作成・配布	○
81		厚生労働省	○ゲーム障害に関する相談従事者及び医療従事者の研修、ゲーム障害に関する相談マニュアルや治療ガイドラインの作成のための調査研究、依存症全般に関する普及啓発	○
82		文部科学省	○令和4年度予算として、脊柱側弯症を学校健康診断で早期に発見し支援につなげていく環境を整備するため、検査機器を用いた脊柱側弯症検診の仕組みについて、調査・実証研究等を行うための事業費を要求	—

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
87		(4) 学童期及び思春期における保健施策		
		厚生労働省	○相談支援専門員が専門的な知識とスキルを獲得するため、都道府県が行う相談支援従事者養成研修の専門コース別研修として「障害児支援」のコースを設けており、「障害児支援」のコース別研修は、令和4年度からカリキュラムの充実・強化を予定していることから、令和3年度は、研修の実施主体である都道府県に対し、国が実施する指導者養成研修において、令和4年度から実施する新たなカリキュラムの研修内容の伝達を実施	－
		厚生労働省	○保育所の栄養管理等に携わる方を対象とした研修（児童福祉施設給食担当者研修）を実施 ○乳幼児の栄養・食生活支援に資する調査研究「児童福祉施設における栄養管理のための研究」を実施（令和3年度終了予定）	－
89		文部科学省	○心の健康問題に対応する教職員の役割等、学校における児童生徒等の心のケア体制の整備と充実のための指導参考資料の作成等により、教職員による健康相談・保健指導のための体制を整備 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実（対応学校数（小・中）SC：26,686校（令和2年度）、対応中学校区数SSW：7,520中学校区（令和2年度）） ○24時間子供SOSダイヤルの周知 ○SNS等を活用した相談体制の整備（SNS等を活用した相談事業実施自治体：43自治体（令和3年度））	○
90		(5) 生涯にわたる保健施策		
		文部科学省	○がん教育総合支援事業として地域の実情に応じたがん教育の取組を支援するとともに、がん教育推進のための教材等の作成・周知等を行い、がん教育を推進	○
91		厚生労働省	○「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（令和3年10月1日一部改正）にプレスト・アウェアネス（乳房を意識する生活習慣）を記載し、自分の乳房の状態を知り、乳房の変化に気をつけ、変化に気づいたら医療機関へ速やかな受診を促すと共に、40歳になれば乳がん検診を受診するよう啓発 ○「都道府県健康対策推進事業」により、がんへの正しい理解・認識の醸成、及びがん医療への適切な受診等が得られることを目的として、がん患者、家族、地域住民又は児童生徒等に対するがんの知識・情報等の提供、普及啓発等に係る経費を補助 ○「がん教育総合支援事業」では、地域の実情に応じたがん教育の取組を支援するとともに、がん教育の教材や外部講師の活用に関するガイドラインを作成し、周知等を図りがん教育を推進 ○各ライフステージに応じた健康課題に関する解説やセルフチェック、健康に関する悩みへの対応方法について、ホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」において分かりやすく情報提供 ○健康教育事業において、女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、生活に密着した身近な機関において健康教育を実施（健康教育事業の実施自治体数：47自治体（令和2年度））	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
92	(5) 生涯にわたる保健施策			
	・男女を問わず、相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど、プレコンセプションケアに関する体制整備を図る。特に、若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。	厚生労働省	○令和3年度都道府県栄養施策担当者会議資料において、「妊産婦のための食生活指針」及び「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」普及啓発リーフレットの周知を行った。 将来の妊娠も考慮した健康管理に関する情報提供として、男性も含めたすべての国民向けに、ホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を通じて、生理痛を始めとする健康課題に関する解説や対応方法を提供 ○プロジェクトに参画する企業等と連携しながら、運動、食生活、禁煙、健診・検診の受診について具体的なアクションの呼びかけを行い健康寿命の延伸を推進しているスマート・ライフ・プロジェクトを実施 (スマート・ライフ・プロジェクト参画団体：6,100団体(令和2年度末)) ○健康教育事业において、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等向けの研修等を実施 (健康教育事业実施自治体数：47自治体(令和2年度)) ○女性健康支援センター事業において、思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導等を実施 (女性健康支援センター事業実施自治体数：84自治体(令和2年8月時点)、相談実績：70,309件(令和元年度)) ○「妊産婦のための食生活指針」について、妊娠前からの健康なからだづくりや適切な食習慣の形成が重要であることから、名称を「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」とする等、2021年3月に改定したほか、あわせて、国民の方を対象としたリーフレットを作成し、普及啓発を実施 ○妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及とそれに伴う効果的な行動変容の手法を明らかにするための調査研究(「生涯を通じた健康の実現に向けた「人生最初の1000日」のための、妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及と行動変容のための研究」)を実施(令和4年度終了)	○
93	・女性の健康や妊娠、低用量ピルの活用等に伴う健康管理の方法、女性特有の悩みや疾病に関する正しい知識の普及及び社会的関心の喚起を図るため、「女性の健康週間」等を通じて、各種啓発及び行事等を実施する。	厚生労働省	○厚生労働科学研究において、国民向けに、女性の健康に関する情報発信や普及啓発を目的とするホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」を平成28年に開設し、女性の健康課題に関する解説やセルフチェック、ライフステージごとの健康に関する悩みへの対応方法について情報提供 ○女性の健康週間(毎年3月1～8日)に合わせて毎年様々な取組※を実施 ※特設ホームページを開設し、男性及び女性に向けて、「月経」及び「女性の健康づくりに関する男女の教育・支援」に関する情報発信や普及啓発を実施(令和2年度)	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
94		(5) 生涯にわたる保健施策		
		厚生労働省	○「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」により、受診勧奨・再勧奨の実施や、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者へのクーポン券の配布等に係る経費を補助 ○「都道府県健康対策推進事業」により、都道府県における啓発事業等に係る経費の補助を行い、市町村や企業等でのがん検診の受診促進を推進 ・国立がん研究センターのサイトにがん情報サービスを設置し、各種がんについて基本的な知識、検査、治療方法などの情報を提供 ○全国の小児がん拠点病院（15カ所）、がん診療連携拠点病院等（451カ所）に相談支援センターを設置し、がん患者や家族等に対する相談支援の窓口の体制を整備 ○子宮頸がんについて、市町村における予防接種を推進するため、必要な地方交付税措置を行っている。令和元年度におけるHPVワクチンの予防接種実施率は、3回目接種が1.9%となっているが、積極的な勧奨を差し控えている状態を終了し、基本的に令和4年4月より順次個別の勧奨が実施	○
		厚生労働省	○不妊治療の保険適用を令和4年度から実施予定であり、それまでの間、令和2年度第三次補正予算で、所得制限を撤廃するなど、助成制度を大幅に拡大 （助成延件数：135,480件（令和2年度））	○
95		厚生労働省	○自治体による不妊専門相談センターの設置について費用を助成 （不妊専門相談センター設置自治体数：81箇所（令和2年8月1日時点）） ○令和3年1月から、不妊に悩む方への特定治療支援事業の指定医療機関の要件として、里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携を実施することが望ましい旨を追加 ○早い段階から里親・特別養子縁組制度等に興味・関心をもっていただけるよう、児童相談所等と連携し、制度の普及啓発等を行うこととして、令和3年度に不妊症・不育症支援ネットワーク事業を創設 （不妊専門相談センター設置自治体数：81箇所（令和2年8月1日時点））	○
96		厚生労働省		

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
97		(5) 生涯にわたる保健施策		
98		文部科学省	○医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図ることを目的とし、「医療的ケア児の地域支援体制構築に係る担当者合同会議」を実施（令和3年9月28日） ○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」（令和3年6月18日付け府子本第742号、文科初第499号、医発0618第1号、子発0618第1号、障発0618第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を発出し、法の目的及び概要について自治体に周知	—
		厚生労働省	○小児医療の体制構築に係る指針では、医療体制の構築に際して目指すべき方向として、小児患者に対して症状に応じた対応が可能な体制の構築について記載 ○慢性疾患児童等地域支援協議会運営事業において、慢性疾患児童等が成人後に自立することができるよう地域の支援体制を確立するため、自治体が行う関係者が協議するための地域支援協議会の設置・運営に対する財政措置を実施 ○令和3年7月、関係審議会において、 ・慢性疾患児童等地域支援協議会を法令上に位置付けるとともに、難病対策地域協議会との連携についても法令上明確にすることが適当である。 等を盛り込んだ「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」が取りまとめられた。 ○医療的ケア児保育支援事業において、保育所等における医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、看護師等の配置や保育士等の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施 ○医療的ケア児等の協議の場の設置や、医療的ケア児等コーディネーターの配置等による医療的ケア児等の相談体制の整備等を行う「医療的ケア児等総合支援事業」を実施 （令和3年度予算額：2.2億円）	○
99		文部科学省	○5月からスポーツ庁HPに女性が生涯を通じてスポーツに親しむことを目的とした「女性のスポーツ参加サポートページ」を公開し、手軽にできるスポーツのすすめ、オリジナルダンス、スポーツを実施することによって予防が期待できる健康課題についての資料等を随時更新しているほか、あわせてSNS等で女性のスポーツ実施に関する情報を配信するなど、周知、普及活動を行っている。 （女性のスポーツ参加サポートページアクセス数：約5,000件）	○
		厚生労働省	○健康日本21（第二次）の中で身体活動・運動分野に関する目標として日常生活の歩数の増加と、運動習慣者の割合の増加を設定 ○国民向けのガイドライン「アクティブガイド」を公開し、『+10（プラステン）：今より10分多く体を動かそう』をメインメッセージとして普及啓発を実施 （運動習慣者の割合（女性（20～64歳））：16.9%（令和元年度））	○
100				

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
101	（5）生涯にわたる保健施策	文部科学省	○東京2020大会等における女性アスリートの活躍に向けた支援や、ジュニア層を含む女性アスリートが健康でハイパフォーマンススポーツを継続できる環境を整備するため、女性アスリートの健康課題の解決に向けた調査研究や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムなどを実施 ○女性アスリートとしての視点と高い技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するプログラムを実施	○
		内閣府	○令和2年10月に、DVに悩んでいる方が最寄りの相談窓口相談できる全国共通短縮番号（#8008）導入し、「はれれば」の語呂合わせで周知 ○令和2年4月から、「DV相談＋（プラス）」を開設して、24時間対応の電話相談、オンライン・チャット（SNS）相談、メール相談、10言語に対応した外国語相談等を実施 ○令和2年度から、民間シェルター等と連携して、先進的な取組を進める都道府県等に交付金を交付し、効果検証等を行うパイロット事業を実施（令和3年度交付決定額：319百円）	○
102		厚生労働省	○DV被害者をはじめ様々な困難な問題を抱える女性を対象として、緊急を要する場合には婦人相談所一時保護所において一時保護を行い、一時保護終了後、中長期的に心身の回復を図る必要がある場合には、婦人保護施設において自立に向けた支援を実施（令和元年度実績：婦人相談所による一時保護7,555人、婦人保護施設入所者1,034人）	○
103		厚生労働省	○「健やか親子21（第2次）」において、指標「十代飲酒率」を設定しており、目標達成に向けて取組を推進	－
104		厚生労働省	○令和2年度薬剤師生涯教育推進事業において、妊産婦等に対する薬物療法を含めた成育医療に関する研修を実施。 ○「薬と健康の週間」など、様々な機会を通じて、国民、自治体や薬局関係団体に向け健康サポート薬局の取組を周知。	－
105		厚生労働省	○妊産婦を対象とした健康診査や各種教室等における栄養指導等において活用するため、令和3年3月に「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」を作成し周知 ○厚生労働科学研究「生涯を通じた健康の実現に向けた「人生最初の1000日」のための、妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及と行動変容のための研究（研究代表者：荒田尚子）」（令和2～4年度）で研究を実施	○
106		厚生労働省	○妊産婦を対象とした健康診査や各種教室等における栄養指導等において活用するため、令和3年3月に「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」を作成し周知 ○厚生労働科学研究「生涯を通じた健康の実現に向けた「人生最初の1000日」のための、妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及と行動変容のための研究（研究代表者：荒田尚子）」（令和2～4年度）で研究を実施	○
107	（6）子育てや子どもを育てる家庭への支援	厚生労働省	○女性健康支援センター事業において、思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導等を実施（女性健康支援センター事業実施自治体数：84自治体（令和2年8月時点）、相談実績：70,309件（令和元年度）） ○子育て世代包括支援センターにおいて、保健師等を配置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じているとともに、必要に応じて、保健、医療、福祉、教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援に努めている。（子育て世代包括支援センター設置自治体数：1,603市区町村（令和3年4月1日時点））	○
		厚生労働省	○女性健康支援センター事業において、思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導等を実施（女性健康支援センター事業実施自治体数：84自治体（令和2年8月時点）、相談実績：70,309件（令和元年度）） ○子育て世代包括支援センターにおいて、保健師等を配置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じているとともに、必要に応じて、保健、医療、福祉、教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援に努めている。（子育て世代包括支援センター設置自治体数：1,603市区町村（令和3年4月1日時点））	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
(6) 子育てや子どもを育てる家庭への支援				
108		厚生労働省	○子育て中の親子が気軽に集い、不安や悩みを相談できる場として、地域子育て支援拠点事業を実施しており、令和3年度より両親共に参加しやすくなるよう、育児参加促進に関する講習会を休日に実施する場合の加算を創設（地域子育て支援拠点事業実施箇所数：7,735箇所(令和2年度)）	○
109		厚生労働省	○令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多胎児の家庭等に対する子育て支援に関する調査研究」において、自治体における両親教室等の実施状況について調査し、取組事例を紹介 ○令和2年度から3年計画で、厚生労働科学研究「わが国における父親の子育て支援を推進するための科学的根拠の提示と支援プログラムの提案に関する研究」を実施	－
110		厚生労働省	○産前・産後サポート事業において、令和3年度より、多胎妊産婦サポーター等事業や、父親へのピアサポートや相談支援等を創設（産前・産後サポート事業の実施自治体数：579市町村（令和2年度））	○
111		警察庁	○警察と児童相談所との連携の強化を図るため、児童相談所における警察OB等の配置への協力を実施（児童相談所における警察OB等の配置状況：警察OB241人、警察職員75人　計316人（R3.4.1現在））	－
112		文部科学省	○11月の「児童虐待防止推進月間」において、 ・各都道府県教育長等に対して児童虐待防止推進月間の実施について通知を発出 ・文部科学省のホームページに文部科学大臣からの児童虐待根絶に向けたメッセージ（大人向け、子供向け）を掲載 ○令和2年6月に改訂した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」、令和2年1月に策定した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」の周知	○
113		厚生労働省	○児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年12月 関係閣僚会議決定）に基づき、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性の強化を更に進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（平成30年12月 関係府省庁連絡会議決定）を策定し、市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置等の目標を設定、令和元年度からは標準団体当たり職員2名分を地方交付税措置 ○児童相談所や市町村、保育所や幼稚園、学校等の関係機関の連携にあたっては、関係機関が参画する要保護児童対策地域協議会（要対協）の仕組みを活用し、連携を強化（要対協設置市町村数：1,738市町村（令和元年4月現在）） ○児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修や資質向上のための研修等の支援を実施 ○これまでの全国共通のダイヤルによる電話や対面による相談の受け付けに加え、コミュニケーション手段として普及しているSNSを活用し、全国のどの地域からであっても子どもや保護者等からの相談を一元的に受け付けた上で、相談内容を各自治体に転送し、各自治体において子どもや保護者等がSNS上で相談できるシステムの構築について、今年度システム設計・開発等を行う予定	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
114	(6) 子育てや子どもを育てる家庭への支援			
	・令和元（2019）年に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元（2019）年法律第46号）に基づき、体罰等によらない子育ての推進、児童相談所の体制強化、婦人相談所等関係機関間の連携強化等を着実に進めていくとともに、検討規定に基づく必要な検討を進める。	厚生労働省	○婦人相談所に児童相談所等の関係機関と連携する児童虐待防止対応コーディネーターを配置し、児童虐待対応との連携強化を図る「DV対応・児童虐待対応連携強化事業」を令和2年度に創設し、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図った。 ○体罰禁止に関する考え方や、体罰等によらない子育てのための工夫等を記載したパンフレット等を作成し、国民や関係機関に周知したところである。 ○児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年12月 関係閣僚会議決定）に基づき、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（平成30年12月 関係府省庁連絡会議決定）において、2022年度までに児童福祉司を5,260人、児童心理司を2,150人体制とすることとしていたところ、2022年度の水準を1年前倒しし、2021年度に必要な体制を確保できるよう取り組むこととした。 ○児童相談所においては、配偶者暴力相談支援センターと連携して、被害者の子供に対する児童心理司等による精神的ケア等の支援を行っている。 ○令和元年度及び令和2年度の調査研究において、DVや児童虐待の関係機関相互の連携体制の強化を図り、支援の充実に資することを目的として、適切な連携を図るため、各機関の連携方法について事例収集、分析等を通じて、DV・児童虐待を包括的にアセスメントするためのツール・ガイドラインを作成しており、これらの周知を行ったところである。	○
	・児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が適切に通告・相談できるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）等を広く国民に周知するとともに、児童虐待防止推進月間等における啓発活動により、社会全体として児童虐待を防止する機運を高める。	厚生労働省	○平成16年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、月間中、関係府省庁や、地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施し、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発 ○児童相談所虐待対応ダイヤル（189）について、「189（いちはやく）「だれか」じゃなくて「あなた」から」を令和3年度の月間標語として決定し、広報用ポスター、リーフレット等に掲載して配布したほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」等において周知	○
116	・ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制を構築するなど、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備する。	厚生労働省	○ひとり親家庭に対する総合的な支援体制を構築・強化するため、地方自治体の相談窓口に、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制の確保や、母子・父子自立支援員と連携することで、相談支援体制の質・量の充実を図るとともに、ひとり親家庭が抱える様々な課題について相談できる集中相談事業を実施し、適切な支援メニューにつなげられるような体制を整備 （令和元年度実績：就業支援専門員の配置状況：93名、相談延べ件数：27,959件） ○ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、ＩＴ機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談体制の構築・強化を図るため、令和2年度補正予算において「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」を創設	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
122		(6) 子育てや子どもを育てる家庭への支援		
		・仕事と育児の両立を実現していくためには、子どもの急病時に対応できる仕組みとして「病児保育」等による子育て支援を推進する。	厚生労働省 ○子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育する病児保育事業を市町村が行うための支援を実施	○
123		3 教育及び普及啓発		
		(1) 学校教育及び生涯学習		
		・地域において、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進する。	文部科学省 ○地域における家庭教育支援基盤構築事業（「学校を核とした地域力強化プラン」事業）において、子育てに周囲の協力が得られにくい保護者など真に支援が必要な家庭に家庭教育支援チームの支援員（子育て経験者や元教員、社会福祉士、臨床心理士等）が訪問し、家庭教育に関する情報の提供や相談を実施するなど保護者の置かれた状況に寄り添う支援を実施 （訪問支援実施市区町村数：130市区町村（令和2年度））	○
		・学校教育において、乳幼児との触れ合い体験や交流などの実践的な活動を取り入れ、乳幼児期の心身の発達と生活、親の役割と保育、子どもを取り巻く社会環境、子育て支援について理解するとともに、乳幼児と適切に関わるための基礎的な技能を身に付けることや、子どもを生み育てることの意義について考えることを推進する。	文部科学省 ○高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会（令和3年7月）を開催し、各都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等を対象に学習指導要領の趣旨を周知	－
		・学校教育において、発達段階に応じ、予防接種の実施が感染症予防に有効であること等を含めた感染症予防に関する指導を行う。	文部科学省 ○学校において、学習指導要領や指導参考資料に基づき、児童生徒が予防接種に関する事項を含め感染症に関して正しく理解し、適切な行動を取れるよう、体育科、保健体育科等を通じて指導	－
124		・男女を問わず、人間の身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重しつつ、妊娠、出産等についての希望を実現するため、妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発を学校教育段階から推進する。（再掲）	文部科学省 ○学校において、学習指導要領や指導参考資料に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取れるよう、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導	○
125			厚生労働省 ○健康教育事業において、学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等向けの研修等を実施 （健康教育事業の実施自治体数：47自治体（令和2年度））	○
126				
127				

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
128		(1) 学校教育及び生涯学習		
		文部科学省	○がん教育総合支援事業として地域の実情に応じたがん教育の取組を支援するとともに、がん教育推進のための教材等の作成・周知等を行い、がん教育を推進	○
129		厚生労働省	○「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（令和3年10月1日一部改正）にプレスト・アウェアネス（乳房を意識する生活習慣）を記載し、自分の乳房の状態を知り、乳房の変化に気をつけ、変化に気づいたら医療機関へ速やかな受診を促すと共に、40歳になれば乳がん検診を受診するよう啓発 ○「都道府県健康対策推進事業」により、がんへの正しい理解・認識の醸成、及びがん医療への適切な受診等が得られることを目的として、がん患者、家族、地域住民又は児童生徒等に対するがんの知識・情報等の提供、普及啓発等に係る経費を補助 ○「がん教育総合支援事業」では、地域の実情に応じたがん教育の取組を支援するとともに、がん教育の教材や外部講師の活用に関するガイドラインを作成・周知等を図りがん教育を推進 ○各ライフステージに応じた健康課題に関する解説やセルフチェック、健康に関する悩みへの対応方法について、ホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」において分かりやすく情報提供 ○健康教育事業において、女性がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるよう、生活に密着した身近な機関において健康教育を実施 （健康教育事業の実施自治体数：47自治体（令和2年度））	○
130		(2) 普及啓発		
		厚生労働省	○「健やか親子21（第2次）」を通じて、子どもの成長や発達に関して、子育ての当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加え、学校や企業等も含めた社会全体で親や子どもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する。	○
131		厚生労働省	○女性の健康や妊娠、低用量ピルの活用等に伴う健康管理の方法、女性特有の悩みや疾病に関する正しい知識の普及及び社会的関心の喚起を図るため、「女性の健康週間」等を通じて、各種啓発及び行事等を実施する。 （再掲）	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
132		(2) 普及啓発		
		厚生労働省	○子宮頸がんについて、市町村における予防接種を推進するため、必要な地方交付税措置を行っている。令和元年度におけるHPVワクチンの予防接種実施率は、3回目接種が1.9%となっているが、積極的な勧奨を差し控えている状態を終了し、基本的に令和4年4月より順次個別の勧奨が実施される。 ○「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」により、受診勧奨・再勧奨の実施や、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者へのクーポン券の配布等への経費の補助を行い、市町村におけるがん検診の受診率の向上を図る。 ○「都道府県健康対策推進事業」により、都道府県における啓発事業等への経費の補助を行い、市町村や企業等でのがん検診の受診促進を図る。 ○国立がん研究センターのサイトにがん情報サービスを設置し、各種がんについて基本的な知識、検査、治療方法などの情報を提供している。 ○令和3年12月現在、全国の小児がん拠点病院（15カ所）、がん診療連携拠点病院等（451カ所）に相談支援センターを設置し、がん患者や家族等に対する相談支援の窓口の体制を整備している。	○
		厚生労働省	○令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多胎児の家庭等に対する子育て支援に関する調査研究」において、自治体における両親教室等の実施状況について調査し、取組事例を紹介 ○令和2年度から3年計画で、厚生労働科学研究「わが国における父親の子育て支援を推進するための科学的根拠の提示と支援プログラムの提案に関する研究」を実施	－
		文部科学省	○子供の頃からの基本的な生活習慣づくりに資するよう、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰、保護者向け啓発資料の作成等を始めとする「早寝早起き朝ごはん」国民運動等による普及啓発を推進 これまでの表彰団体数：290団体（H24：50、H26：62、H28：63、H30：53、R2：62） ○教職員向けの「食に関する指導の手引」を活用した学校を中核とした家庭、地域での食育の取組を推進	○
133				
134				
135		厚生労働省	○令和3年3月31日に、第4次食育推進基本計画が策定されたことに伴い、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進に向けて、『「第4次食育推進基本計画」に基づく健康づくりのための食育の推進について』の通知を各自治体や団体に発出し、取組を実施 ○「健やか親子21（第2次）」において、指標「朝食を欠食する子どもの割合」、参考指標「家族など誰かと食事をする子どもの割合」を指標として設定しており、目標達成に向けた取組を推進	－
136		厚生労働省	○平成28年度から「妊婦・授乳婦を対象とした薬の適正使用推進事業」として、国立研究開発法人国立成育医療センターの「妊娠と薬情報センター」内に添付文書の改訂案を検討するためのワーキンググループを設置し、集積情報の整理・評価を行い、妊産婦・授乳婦への投与に関する情報の添付文書への反映を検討している。 ○平成29年度から「小児を対象とした医薬品の使用環境改善事業」として、公募（平成29年度から令和3年度は国立研究開発法人国立成育医療センター）により、小児に対する医薬品の適正使用の推進のための情報提供の方策を検討するための評価検討会を設置し、文献情報や海外の情報等も併せて参考にしながら具体的な検討・評価を行い、小児の医薬品使用に関する情報提供を推進している。	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
	(2) 普及啓発			
	・性的指向や性同一性障害、女性・男性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進等の取組を進める。	法務省	○性的指向・性自認（性同一性）に関する人権啓発動画やリーフレットを作成し、配信・配布	－
		文部科学省	○社会教育においては、地方公共団体において社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成講習等において、人権教育についての説明をしており、各地方公共団体において、地域の実情に合わせて様々な人権教育が推進されるよう促進 ○令和3年9月、文部科学省主催で行った人権教育担当指導主事連絡協議会において、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への対応等についての通知や、教職員向けのパンフレットについて説明し、その際、有識者による性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への対応等についての講義を行い、周知	○
		厚生労働省	○性同一性障害における診断や治療、相談先、各自治体での取組事例について、毎年の関係主管課長会議で周知	－
4 記録の収集等に関する体制等				
(1) 予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策				
	・個人の健康等情報を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診等に役立てるため、乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化（PersonalHealthRecord）を推進する。	厚生労働省	○「データヘルス改革に関する工程表」に基づき、マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにする仕組みを整備 ○予防接種情報の電子化に関し、予防接種の有効性・安全性についての迅速な評価を行う基盤構築に向けて検討 ○令和2年6月より乳幼児健診の健診結果をマイナポータル上で閲覧できる仕組みを構築	○
(2) 成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策				
	・子どもの死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的としたChildDeathReview（CDR）について、予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業の実施等を通じ、その体制を整備する。	厚生労働省	○令和2年度より予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review:CDR）体制整備モデル事業を実施（実施自治体数：7府県（令和2年度）） ○厚生労働科学研究「わが国の至適なチャイルドデスレビュー制度を確立するための研究」（平成31年度-令和3年度）において、日本における至適なCDRの体制整備を目指し、多機関が連携した検証の在り方についての研究を実施	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
142		(2) 成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策		
		内閣府	○教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故の国への報告を集約し、「令和2年教育・保育施設等における事故報告集計(令和3年6月18日)」及び「特定教育・保育施設等における事故情報データベース(令和2年度分)(令和3年11月1日)」として公表 ○国の有識者会議(教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議)において、上記「事故報告集計」及び「事故情報データベース」や地方自治体による重大事故の検証報告を踏まえて再発防止策等について検討し、その結果を令和3年年次報告(令和3年10月11日)として公表	—
		消費者庁	○子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議の実施 ○子どもの事故防止に関する注意喚起をプレスリリース、メールマガジン、SNS等で以下のとおり実施するとともに、子どもの事故防止に係るハンドブックを希望のあった全国の市区町村等に配布 (注意喚起(プレスリリース等):令和2年度 6件、令和3年度 3件、メールマガジン:令和2年度 55件、令和3年度 25件、SNS(Twitter):令和2年度 95件、令和3年度 97件、ハンドブックの配布:約77,000部、26道府県、208市町村(令和3年12月1日現在))	○
143	・子どもの事故の未然・再発防止及び安全性の向上を図るための子どもの事故検証に関する取組やその情報発信の推進を図る。			
144		文部科学省	○学校事故対応に関する指針に基づき、学校管理下における死亡事案について学校設置者から報告を受け、国は提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知(文科省HPに掲載) ○当該指針に基づく報告対応については、令和3年5月25日付で「学校事故対応に関する指針」に関する適切な事故対応について(依頼)を各都道府県等に発出 ○当該指針については、中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会において内容の在り方について意見交換を実施 ○幼稚園、認定こども園、保育所等において発生した重大事故(死亡事故を含む)の具体的な状況などの報告を各府省にて取りまとめ、約3か月に1回の更新頻度で内閣府HPにて公表しているほか、年1回重大事故の発生件数等を内閣府HPにて公表しており、各自治体にもその旨事務連絡で周知	○
145		消費者庁	○子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議の実施 ○子どもの事故防止に関する注意喚起をプレスリリース、メールマガジン、SNS等で以下のとおり実施するとともに、子どもの事故防止に係るハンドブックを希望のあった全国の市区町村等に配布 (注意喚起(プレスリリース等):令和2年度 6件、令和3年度 3件、メールマガジン:令和2年度 55件、令和3年度 25件、SNS(Twitter):令和2年度 95件、令和3年度 97件 ハンドブックの配布:約77,000部、26道府県、208市町村(令和3年12月1日現在))	○
146	・これらの取組の実施に当たっては、必要に応じてICTの活用を図るとともに、成育過程にある者のみならず、学校等の関係機関も含めた社会全体の意識を高めるための普及啓発を推進する。	文部科学省	○独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害共済給付業務によって得られる死亡事故情報を活用して、事例・統計データの整理、分析及び調査研究を行い、その成果を学校関係者等に提供することにより、学校における事故防止のための取組を支援 ○幼児教育段階においては、平成28年に教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインを策定し、地方自治体と施設の連絡体制の整備等をガイドラインに記載 ○幼稚園、保育所、認定こども園等で発生した重大事故(死亡事故を含む)の発生件数等を毎年取りまとめ公表する際に、各都道府県を通じてガイドラインを周知徹底	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料 3 該当
147	(3) ICTの活用による成育医療等の施策の推進			
	・子育て世帯や関係行政機関等における手続負担の軽減や利便性向上等に向けて、関連情報の発信に努め、ICT等の活用による成育医療等の各種施策を推進する。	厚生労働省	○妊娠、出産、育児等に係る国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における「児童手当」、「保育」、「母子保健」、「ひとり親支援」の子育て関連の申請について、マイナポータルの「お知らせ機能」・「自己情報表示機能」により、オンラインで手続等を行うことを可能とする子育てワンストップサービスの取組を推進	－
148	5 調査研究			
	・社会的要因が子どもの健康に及ぼす影響も含め、妊娠・出産・育児に関する問題や成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題に対する調査研究を通じて、成育医療等の状況、施策の実施状況やその根拠となるエビデンス、科学的知見等を収集し、その結果を公表・情報発信することにより、政策的対応に向けた検討を行う。	厚生労働省	○生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する各成育サイクルへの切れ目ない支援の充実を図るため、厚生労働科学研究（健やか次世代育成総合研究事業）26課題、AMED 研究（成育疾患克服等総合研究事業）24課題、子ども子育て調査研究事業 10課題を実施	－
149	・「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」の実施を通じ、子どもの成長・発達に影響を与える環境要因（環境中の化学物質のばく露、生活環境等）を解明し、子どもが健やかに育つ環境の実現を目指す。	環境省	○2010年度より、約10万組の親子の協力のもと「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」を実施（エコチル調査によって得られたデータを基に発表された論文数：339編（2021年9月末時点）） ○2021年7月から「健康と環境に関する疫学調査検討会」を開催し、これまでのエコチル調査の総括を行い、小児期以降の健康と環境における課題を明らかにし、成果の効果的な社会還元の方策等について検討を進めており、2021年度中に報告書を取りまとめる予定	○
150	・今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、必要に応じ、成育医療等の状況、施策の実施状況等を把握・検討し、その結果を公表・情報発信することにより、政策的対応に向けた検討を行う。	厚生労働省	○昨年より、地域保健・健康増進事業報告とは別に、妊娠届出数を3か月分ごとに自治体に聞き取り、取りまとめた結果を公表 ○新型コロナウイルス感染症に対応し、令和3年1月7日付け事務連絡において、地域の状況に応じて電話やメールによる対応を検討するなどの配慮を依頼、周知（子育て世代包括支援センター設置自治体：1,603市区町村（令和3年4月1日時点）） ○市町村等において開催される母親学級や両親学級について、ビデオ通話によるオンラインでの開催や、個別相談・健康指導に係る費用の補助を実施（新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業（オンラインによる保健指導等）実施自治体数：196市町村（令和2年度）） ○幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担軽減を実施（乳幼児健康診査個別実施支援事業実施自治体：289市町村（令和2年度）） ○妊産婦に対する感染防止対策の徹底、感染に不安を抱える妊産婦への寄り添った支援等について、令和3年度においても引き続き支援を実施（新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業実施自治体数：312自治体（令和2年度））	○
151	6 災害時等における支援体制の整備			
	・災害時等における授乳の支援や液体ミルクをはじめとする母子に必要な物資の備蓄及び活用を推進する。	厚生労働省	○「災害時における授乳の支援並びに母子に必要な物資の備蓄及び活用について」（2019（令和元）年10月25日付け事務連絡）により周知	－

	本文	府省庁名	取組内容と実績	資料3該当
	6 災害時等における支援体制の整備			
152	・地方公共団体において、乳幼児、妊産婦、発達障害児、医療的ケア児等の要配慮者に十分配慮した防災知識の普及、訓練の実施、物資の備蓄等を行うとともに、指定避難所における施設・設備の整備に努め、災害から子どもを守るための関係機関の連携の強化を図る。	内閣府	○総合防災訓練大綱（令和3年5月25日中央防災会議決定）の「3. 基本方針の（7）」で、「要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいう。）の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難場所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。」としているほか、「5. 地方公共団体等における防災訓練等の（8）」で、「「防災」と「福祉」とが緊密に連携の上、要配慮者本人や要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設をいう。）の管理者等の参加を得ながら実施するよう努める。」としている。 ○令和3年5月に災害対策基本法施行規則が改正されたこと等を踏まえ、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定し、市町村が施設管理者と連携し、指定福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送る上で良好な生活環境を確保するために必要な施設整備を行うことについて促進 （指定している福祉避難所数：9,072か所（改正前の令和2年10月1日現在））	○
153		内閣府	○令和3年5月に災害対策基本法施行規則が改正されたこと等を踏まえ、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定し、市町村が関係団体・事業所と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図ること、市町村が施設管理者と連携し、指定福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送る上で良好な生活環境を確保するために必要な施設整備を行うことについて促進 （指定している福祉避難所数は9,072か所（改正前の令和2年10月1日現在））	○
154	・医療的ケア児等の医療機器を使用する要配慮者への対応について、地方公共団体は、あらかじめ医療、保健、福祉等の関係者と連携を図るとともに、必要に応じて避難所における生活環境の整備に努める。	厚生労働省	○令和2年3月2日の「医療計画の見直し等に関する検討会」による「第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」（別紙1）等を踏まえ、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年3月31日付け医政地発0331 第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）の一部を改正（「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について（令和2年4月13日付け医政地発0413 第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）） ○慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業において、地域の支援体制を確立するため、自治体が行う関係者が協議するための地域支援協議会の設置・運営に対する財政措置を実施 ○令和3年7月、関係審議会において、 ・慢性疾病児童等地域支援協議会を法令上に位置付けるとともに、難病対策地域協議会との連携についても法令上明確にすることが適当である。 等を盛り込んだ「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」が取りまとめられた。	○
155	・都道府県は、災害時小児周産期リエゾンの養成・配置並びに平時からの訓練及び災害時の活動を通じて、地域のネットワークを災害時に有効に活用する仕組みを確立し、災害時には、被災地域における患者搬送や医療従事者の支援等を円滑に行うことができる体制を構築する。	厚生労働省	○小児医療の体制構築に係る指針において、災害時に、小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、都道府県が「災害時小児周産期リエゾン」を任命することについて記載 ○災害時小児周産期リエゾン養成研修事業により、災害時小児周産期リエゾンの養成研修に係る費用を支援 ○全国の災害時小児周産期リエゾン任命人数：587人（令和3年8月時点）	○
156	・今般の新型コロナウイルス感染症に対応するため、非常時の対応として、妊産婦に対する感染防止対策の徹底、感染に不安を抱える妊産婦への寄り添った支援、子どもの見守り体制の強化、保護者が感染者となったときに預け先のない子どもへの支援、電話やオンラインも活用した妊産婦や乳幼児に対する相談支援や保健指導、乳幼児健診の個別健診化等に、国と関係機関が協力して取り組むとともに、今後も事態の推移を見極め、必要に応じて柔軟に対応する。	厚生労働省	○妊産婦に対する感染防止のため、周産期医療施設が院内感染防止対策を行うことに対して支援を実施 ○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業により、新型コロナウイルス感染症を疑われる患者が、感染症指定医療機関以外の医療機関で受け入れるための院内感染対策に必要な経費を支援 ○妊産婦に対する感染防止対策の徹底、感染に不安を抱える妊産婦への寄り添った支援等について、令和3年度においても引き続き支援を実施 （新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業実施自治体数：312自治体（令和2年度））	○

本文		府省庁名	取組内容と実績	資料 3 該当
157	6 災害時等における支援体制の整備			
	・電話やオンラインも活用した妊産婦や乳幼児に対する相談支援や保健指導、乳幼児健診の個別健診化等については、今般の新型コロナウイルス感染症対策としての実施状況の把握及び検証を行い、その結果を踏まえ、必要な検討を行う。	厚生労働省	○市町村等において開催される母親学級や両親学級について、ビデオ通話によるオンラインでの開催や、個別相談・健康指導に係る費用の補助を実施 （新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業（オンラインによる保健指導等）実施自治体数：196市町村（令和２年度）） ○幼児健康診査を集団健診から医療機関における個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担軽減を実施（乳幼児健康診査個別実施支援事業実施自治体：289市町村（令和２年度）） ○妊産婦に対する感染防止対策の徹底、感染に不安を抱える妊産婦への寄り添った支援等について、令和３年度においても引き続き支援を実施 （新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業実施自治体数：312自治体（令和２年度））	○
158	・新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる周産期・小児医療機関の設定や、他の医療機関との役割分担について、その状況の把握及び検証を行い、その結果を踏まえ、必要な検討を行う。	厚生労働省	○新型コロナウイルス感染症に係る小児・周産期医療提供体制の構築および構築状況の調査により、下記項目について全47都道府県で体制整備完了を確認（令和３年８月） ・周産期医療協議会等の設置 ・妊婦の新型コロナウイルス感染症の検査体制 ・感染した妊婦または疑い例の受け入れができる医療機関の設定 ・災害時小児周産期リエゾンに連絡が取れる体制 ・新型コロナウイルス感染症が疑われる小児の外来受診および入院診療を行う医療機関の設定 ・新型コロナウイルス感染症の小児を受け入れ医療機関の設定 ・小児医療の専門家に連絡が取れる体制の整備	○
159 160 161	7 成育医療等の提供に関する推進体制等			
	・国、地方公共団体のみならず、地域、学校や企業等も含め、地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの観点から、成育医療等におけるソーシャルキャピタルの醸成を推進するなど、社会全体で成育医療等に関する取組を推進していく。	厚生労働省	○子育て世代包括支援センターにおいて、保健師等を配置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じているとともに、必要に応じて、保健、医療、福祉、教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を推進（子育て世代包括支援センター設置自治体数：1,603市区町村（令和３年４月１日時点）） ○成育基本法やこれに基づく各種施策の周知啓発等を通じ、成育医療等の推進に対する社会の理解を促進	○
	・成育医療等の各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じて、各地域の施策の向上を図る。	厚生労働省	○社会的養育専門委員会における児童福祉制度や母子保健制度等の議論において、児童虐待対応と母子保健の一体的な取組を行う自治体を紹介する等、各種施策の向上に資するよう取組を推進	－
	・子育て世帯や関係行政機関等における手続負担の軽減や利便性向上等に向けて、関連情報の発信に努め、ＩＣＴ等の活用による成育医療等の各種施策を推進する。（再掲）	厚生労働省	○妊娠、出産、育児等に係る国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における「児童手当」、「保育」、「母子保健」、「ひとり親支援」の子育て関連の申請について、マイナポータルの「お知らせ機能」・「自己情報表示機能」により、オンラインで手続等を行うことを可能とする子育てワンストップサービスの取組を推進	－